

## 公益社団法人日本理学療法士協会 助成事業実施要綱

### 【趣旨】

本会は、「協会の理念」に基づき、国民が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を構築するため、障がい者団体助成事業を設けている。支援を必要とする国民が互いを理解し、支え合うことを目的とした事業を対象として公募し、以下要綱に準じて決定する。

### 1. 助成対象団体と事業

1) 助成の対象となる者は、上記の趣旨に合致する事業を行う団体又は法人であって、その事業を確実に遂行できる見込みがある者とする。なお、その要件は下記のとおりである。

(1) 助成の対象となるものは、当事者（障がい者とその家族）団体、並びに障がい者とその家族の福利に資する活動を行う団体。

(2) 「当事者団体」とは、障がい者本人及びその家族が、会員もしくは役員の過半数以上を占める団体であること。

(3) 「障害」の概念は、世界保健機関が示した範囲（ICF）を意味する。

2) 助成の対象となる事業は、国内における次にあげるいずれかの活動とする。

(1) 障がい者（児）とその家族が主体となる活動

(2) 障がい者（児）とその家族の福利に資する活動

3) 助成採択要件

助成対象事業は、次の要件を満たすものとする。但し、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。

(1) 活動を行う団体が、住所及び活動の本拠を国内に有していること。

(2) 活動内容に社会貢献性が認められること。

(3) 他の助成制度の助成を受けていないこと。

(4) 営利を目的としていないこと。

(5) 活動の主たる部分を外部委託していないこと。

(6) 第三者に資金交付することを目的としていないこと。

(7) 1団体が連続して助成を受けることの出来る期間は3回（3年）までとする。

(8) 類似の活動の継続も最大3回まで助成を受けることができる。

(9) 申請内容によっては、助成率をもうけて助成を行うこともある。

## 2. 助成内容

### 1) 助成金額

- (1) 1 団体あたりの助成金額は、その上限を20万円とする。
- (2) 助成対象事業を実施するために必要と認められる経費について助成するものとする。ただし、不動産取得費等は助成金の対象としない。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

### 2) 助成内容

基本的には実施事業計画に基づく助成とするが、これに限定せず、団体の運用に関する項目に関しても助成対象とする。（助成選考に関しては 事業実施を優先的に対象とする）

### 3) 助成期間

- (1) 助成期間は基本的に単年度限りとし、助成対象となる事業実施期間は5月1日から2月末日までとする。
- (2) 但し、本会が団体の活動の効果が高まると認めた場合は、3年度を限度として連続して助成することがある。

## 3. 助成手順

### 1) 助成の申請

- (1) 助成金の交付を受けようとする者は、助成交付申請書（様式第1号）・団体概況書（様式第1号付表1）・事業計画書（様式第1号付表2）を添付し、日本理学療法士協会会長（以下、会長という）宛てに本会が定める期日までに申し出なければならない。

### 2) 助成団体の決定

- (1) 前項の申請があった助成の可否は、担当役員が選考する。
- (2) 選考にあたっては、関係団体の状況に詳しい有識者の意見を参考にすることができる。

### 3) 助成金額の決定

- (1) 採用された団体は要望額調書（収支予算書）（様式第2号）を本会が定める期日までに提出しなくてはならない。
- (2) 提出された要望額調書（収支予算書）の内容を精査し、助成金額を決定する。その結果を担当役員が理事会に報告する。

### 3) 助成金の請求

- (1) 助成金額の決定を受けた者は、助成金払請求書（様式第3号）を本会の定める期日までに会長に提出すること。

## 4. 助成の交付に付帯する条件

### 1) 予定の変更

- (1) 助成事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、会長の承認を得るものとする。
- (2) 助成対象事業が予定期間内に完了しない、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに本会へ申し出なければならない。

### 2) 助成金交付決定の取消

会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他、この要綱に違反したとき。

### 3) 助成金の返還

- (1) 助成事業者は、前文により助成金の交付決定を取消された場合において、取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、会長の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。
- (2) 助成事業者は、予定の変更等により事業実施後に繰越金があった場合には、助成金以外の資金（自己資金等）によるものを除いて、会長の命ずるところにより助成金の残額を返還しなければならない。

4) 助成事業者は、本会が助成対象事業の取材等を希望した場合は、それを承諾しなければならない。

### 5) 実績報告

- (1) 助成事業者は、事業完了年度中に助成事業実績報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。
- (2) 助成事業者は、助成対象事業実績を報告する際、成果物、新聞等に掲載があった場合はその写し等を参考書類として提出するものとする。
- (3) 助成事業者は、成果物、備品等には本助成金の助成を受けている旨を表示しなければならない。

## 5. 補足

- 1) この要綱に定めのない事項については、会長が定める。
- 2) 要綱に定められた内容の変更については、事務局による。

(令和3年12月27日改定)